

会 議 録

1 会議名

平成 26 年度第 3 回上越市子ども・子育て会議

2 議題（全て公開）

- (1) 子ども・子育て支援事業計画 構成案について
- (2) 子ども・子育て支援新制度において本市が条例等で定める各基準（案）について
- (3) その他

3 開催日時

平成 26 年 7 月 18 日（金）午後 1 時 30 分から

4 開催場所

上越文化会館 4 階大会議室

5 傍聴人の数

なし

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：高島会長、吉澤副会長、山口委員、大嶋委員、猪俣委員、大森委員、
品川委員、長島委員、安田委員、坪井委員、石田委員、仁田委員、
中條委員、岩井委員、佐藤委員、柳委員
- ・ 事務局：こども課長、堀川副課長、白石副課長、橋本係長、西山係長、古澤主任、
風間主事
学校教育課長、市村係長、教育総務課 内藤副課長、渡邊主任

8 発言の内容

- (1) 子ども・子育て支援事業計画 構成案について

事務局（風間）：（資料 1、2 により説明。）

仁田委員：資料 2 の 35 ページの教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保内容には、
国が示す記載内容として認定こども園の普及に係る考え方が挙げてあるが、
上越市の考えはあるか。

事務局（こども課長）：市の認定こども園の推進に関する考え方は、現時点では持ち合わせていない。現在、幼稚園が認定こども園に移行するか、いわゆる保育の部分を担うような経営形態にしていくかを国が中心になり調査中である。

国全体としては、目標の一つとして待機児童をなくすために、可能な限り門戸を広げ、認定こども園の推進を掲げている。現在、市では、教育を含め、認定こども園の在り方をどうしていくのか、教育委員会とも議論を始めている。まずは、今後、数年間における認定こども園への移行予定について、それぞれ事業者の意向をしっかりと把握したい。

仁田委員：国から認定こども園を推進するための補助はあるか。

事務局（こども課長）：新制度は、教育や保育に係る費用を国が公定価格として定め、このうち、子どもが認定こども園等を利用した際に保護者が支払う保育料を除く差額分が事業者に給付される。認定こども園の公定価格は、他の施設に比べ手厚くなると考えていたが、本当に手厚くなるのか不透明な部分もあり、市も当事者の皆様も注視している状況である。

坪井委員：資料2の36、37ページでは、市の実情に応じた施策や県が行う施策との連携について記載することとしているが、上越市においては、障害児対策という点で保育園や幼稚園と関わりのあるこども発達支援センターについて、ぜひ盛り込んでいただきたい。

事務局（こども課長）：こちらのページでは、こども発達支援センターの取組を記載し、発達に問題を抱えるお子さんを保育園、幼稚園、小学校に繋げていくための施策や取組の方向性を記載する予定である。

(2) 子ども・子育て支援新制度において本市が条例等で定める各基準（案）について
事務局（橋本）、学校教育課（市村）：（資料3～8により説明。）

石田委員：資料3の赤枠で囲ってある保育園等の利用の流れについては、記載のとおり、まずは市町村に保育の必要性の認定を申請するという形で統一するのか。それとも、入園を希望する保育園に保育の必要性の認定申請と入園願書をあわせて提出するのか。

事務局（白石副課長）：国からは、保護者の負担にならないように申請を簡素化するよう通知があった。市としては、入園申し込みの際に認定の申請書も提出してい

ただき、その後、入園の決定と認定の決定を同時にお返しするという形で考えている。保護者の視点からみると、認定の申請書類は増えるが、手続きは現在と同様に1回という形で考えている。

石田委員：新制度は、事業者以上に保護者の方々には保育の必要性の認定など、理解が難しい部分あり、始めの1、2年は慣れるまで時間を要すると考えられる。国では、すすくすくジャパン等のリーフレットを作成し、保護者に対して新制度の内容を周知しているが、上越市でもこういったわかりやすいリーフレット等を作成すると良いと思う。

事務局（白石副課長）：石田委員の発言に関連して、入園の関係について補足すると、今回ご説明した各種条例の関係については、当会議の幼稚園代表、保育園代表、認定こども園代表の委員を中心に、分科会形式で詳細を別途協議させていただきたいと考えている。後ほど、当会議に諮るが、入園手続きについても各種条例と合わせて、新規入園と在園児の保護者の方の保育の必要性の認定の手続きをどのようなスケジュールで行うのか、別途協議させていただき、保護者の負担が極力少ない方法を早急に検討する。その内容については、広報じょうえつで2回程度周知する予定である。

坪井委員：資料8の国の基準で専用区画が記載してあるが、上越市ではどの場所を専用区画として捉えるのか。また、1つの支援単位を概ね40人以下とするとしているが、1つの支援単位というのは1部屋という意味なのか。1部屋を1つの支援単位とした場合、複数の部屋に分かれた際は、必ず各部屋に職員を2人以上配置しなくてはならないのか。最後に、現在の障害児加配について、国の基準では記載されていないが、今後はどのようなようになるのか。

学校教育課（市村）：専用区画は、実際に事業を実施している部屋で、トイレ等の設備を除き、児童1人当たりの面積は1.65㎡以上であり、現在、基準を満たしていない放課後児童クラブが数カ所ある。1つの支援単位として1部屋に40人を想定しているが、実施場所ごとに部屋の大きさも様々なので、今後、支援単位について検討する。また、国の基準には、障害児加配について記載はないが、子ども達を安全に預かるための最低基準として、支援員を2人以上配置することを定めているものと考えている。支援員の資格としては、1名は有資格、もう1名は無資格の補助員でも可能である。

坪井委員：学校で開設している放課後児童クラブの場合は、部屋が明確に分かれておりよいが、我々は児童館で実施している放課後児童クラブであり遊戯室がある。この区画は、国の基準にある専用区画に含まれるのか、含まれないのか十分に検討いただきたい。また、基準の文言も可能な限り、上越市で使用している表現にしていきたい。

学校教育課（市村）：今後、検討する。

佐藤委員：資料6の国の基準では、教育・保育施設の利用定員について3号認定の子どもの年齢区分を0歳と1、2歳としているが、市では、0歳、1歳、2歳の3区分にするか検討中とある。3区分にするとメリットがあるのか、また、小学校就学前というと0歳から5歳までの子どもをいうと思うが、国の基準で0歳と1、2歳の2区分としている理由を教えてください。

事務局（橋本）：3号認定の対象は、0歳から2歳までの子どもであり、国の基準区分では0歳と1、2歳の2つの区分となる。しかし、市の保育所の運営は、0、1歳を一緒に保育しているため、0、1歳と2歳の2区分とするか、また、0歳、1歳、2歳の3区分で定員を設定するのか、どちらが実情に即しているのか事業所等にも確認したいと考えている。

事務局（白石副課長）：国が定める保育園の職員の配置基準では、0歳は3：1で1、2歳児は6：1になっている関係上、利用定員の区分も0歳と1・2歳児になっている。ただし、市内の保育園の職員配置基準は、0歳と1歳が3：1、2歳児が6：1としており、国の配置基準より手厚い配置基準で保育している。そのため、市としてどの区分が一番良いのか、事業所にも意見を聞いたうえで決めたい。

佐藤委員：国の基準では、満1歳以上の小学校就学前子どもには、3歳から5歳までの子どもは含まれないのか。

事務局（白石副課長）：3号認定については、0、1、2歳の区分である。3歳から5歳は2号認定となる。

佐藤委員：子ども達の保育や教育に係る費用は、市町村から事業所に法定代理受領されるとの説明があった。根底の考え方としては、子ども達に対し十分な支援を行うことだと思うが、認可保育園以外の施設で保育を受けたいと望む子どもや保護者に対しても何らかの形で支援が行き渡るよう、市の裁量で補助を検討してほしい。

事務局（白石副課長）：法定代理受領は、国が定める幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育事業に限り、法律で施設が代理受領するものである。この法律によらないその他の施設もしくは事業に対して、仮に市が独自に補助を行った場合は、新制度によるものでないため法定代理受領に縛られるものではないと認識していただきたい。今回の会議は、国の基準に即して市が条例で規定する必要があるものについて議論していただいている。市独自の施策などについては、次回以降の会議で議論することは可能である。

坪井委員：先ほどの利用定員の年齢区分だが、先ほどの市の説明のとおり、0・1歳児は3：1で、2歳児は6：1で保育を行っているため、市の現状を踏まえ0・1歳と2歳に区分けをしたほうが良いと考える。

柳委員：資料8の放課後児童クラブの開所日数は、保護者の就労日数、小学校の授業の休業日等を考慮して事業所ごとに定めるとあるが、今後は、保護者の要望があれば日曜日の開設も検討するのか。

学校教育課（市村）：現在は、月曜日から土曜日まで利用希望がある方を受け入れており、年間で290日程度の開設している。日曜日の開設は計画していない。

柳委員：就労している母親の意見としては、幼稚園、保育園までは日曜日の受け皿があるが、小学生になると受け皿がなく困るということをよく聞くので検討していただきたい。

仁田委員：現在、10人程度の小規模の放課後児童クラブは、長期休業中は開設していないと思うが、現在と今後の開設日数、開設時間はどうなるのか。

学校教育課（市村）：現在、通年利用の希望者が9人以下の場合は、長期休業中のみ、または平日のみのいずれかを保護者から選択していただいている。放課後児童クラブごとに定めるとされていることから、今後も保護者の就労状況等を踏まえ検討する。

大森委員：放課後児童クラブごとに対応が様々ということか。1人でも需要があれば対応してもらいたいという保護者の要望を聞くので、児童クラブにより対応に差が出ると不満の声が上がると思うがいかがか。

学校教育課長：国からは10人以上を対象に補助があるが、9人以下は、市の単独事業で行っている。検討したいと思うが、財源的にも課題があるので1人のニーズに対して直ちに対応していくことは非常に難しい状況である。これまでも、近隣の児童クラブの利用後のバスの送迎等を工夫したが、引き続きそういっ

たことが可能かどうか検討する。

吉澤副会長：現在、大学で休日保育について議論しており、学区内の教職員からはやはり長期休業中の子どもの居場所がない、特に小学校以降の子どもを預かってくれる場所が上越市では少ないという意見が挙がった。こういった問題を大学のみで解決するのは困難なため、市で対応してもらい、または連携して対応していただけると良いと思う。

中條委員：資料7の家庭的保育事業等の職員要件を国の基準に対して市が厳しくしている。現在、保育士の不足が問題となっており、基準を厳しくしたことより事業が実施できない可能性はないか。

事務局(こども課長)：現在、市では正規保育士のほかに非常勤保育士が500人程度いる。非常勤保育士の大半が有資格者だが、3歳未満児の場合は、配置基準を満たしていれば無資格の方とペアで保育を行うなどのやり方もある。保育士を確保することは非常に難しいが、潜在的には保育士の資格を持つ方はいる。ただ、その方々の中には、保育園で働くのではなく、地域型保育事業を実施したいと考えている方もいると思われるため、保育士資格を職員要件にしたことにより、事業が実施できないということはないと認識している。安全、安心して子どもを預けられるっていうことを前提に、需要を踏まえ基準を検討する。

(3) その他

事務局(こども課長)：先ほど説明したとおり、今後の入園準備や事業所等に関する基準については、本会議の委員である事業者代表の方達を中心に意見交換を考えている。本会議の分科会的な検討会を立ち上げ、事業者代表の委員からそこで議論いただき、その結果を本会議の中で報告する形式で進めたい。当面は入園に向けた準備を進めたいと考えているが、委員の皆さまのご承諾をいただきたい。

全委員：異議なし

9 問合せ先

健康福祉部こども課企画係

TEL：025-526-5111（内線 1221）

E-mail：kodomo@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。